

第七十六回国会 逓信委員会議録 第一号

本国会召集日(昭和五十年九月十一日)(水曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 地崎宇三郎君
理事 宇田 國榮君
理事 志賀 節君
理事 三ツ林弥太郎君
理事 古川 喜一君
理事 小淵 恵三君
理事 龜岡 高夫君
理事 園田 直君
理事 坪川 信三君
理事 廣瀬 正雄君
理事 村岡 兼造君
理事 金丸 徳重君
理事 下平 正一君
理事 平田 藤吉君
理事 田中 昭二君

- 出席委員
委員長 地崎宇三郎君
理事 宇田 國榮君
理事 志賀 節君
理事 三ツ林弥太郎君
理事 小淵 恵三君
理事 龜岡 高夫君
理事 田中 覚君
理事 坪川 信三君
理事 廣瀬 正雄君
理事 綿貫 民輔君
出席國務大臣 郵政大臣 村上 勇君

- 出席政府委員
郵政政務次官 稲村 利幸君
郵政大臣官房長 佐藤 昭一君
郵政省郵務局長 廣瀬 弘君
郵政省経理局長 高仲 優君
委員外の出席者
逓信委員会調査室長 佐々木久雄君
委員の異動
十月一日
倉石 忠雄君 補欠選任
田中 覚君
村岡 兼造君 補欠選任
綿貫 民輔君
同日
田中 覚君 補欠選任
倉石 忠雄君
村岡 兼造君
綿貫 民輔君
九月二十七日
郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
同月三十日
第一種・第二種郵便料金の格差是正に関する請願(稲村佐近四郎君紹介)(第二三三号)
簡易郵便局法等の改正に関する請願(徳安實藏君紹介)(第九四号)
は本委員会に付託された。

する者多し)もう開会をいたしましたから...
(発言する者多し)聴取不能 大臣の趣旨説明を求めます。(発言する者多し)
○村上國務大臣... (発言する者多し)
○昭和四十六年度に... (聴取不能)この間、諸経費、特に人件費の著しい上昇のために、事業費は、昭和四十九年度当初から相当の不足を生ずる状況となり、このまま推移いたしますと、收支の不均衡はますます大きくなることと予測されます。年々増加する郵便物を円滑に送達し、郵便業務の正常な運営を確保して、郵便に負託された社会的責任を果たすために、事業收支の改善が... (聴取不能)わけでありませう。
このような状況において、昭和四十八年十月、郵政審議会に対し、郵便事業の健全な経営を維持する方策について諮問し、同年十二月、郵便料金を... (聴取不能)折からの異常な経済情勢の中において、政府といたしましては、物価安定... (聴取不能)料金を除き、郵便料金の改定につきましては、昭和四十九年度中は見送ることとした次第であります。このことに加え、その後の給与の改定が約三〇%... (聴取不能)昭和四十九年度末における郵便事業收支の不足額は約一千二百五十億円となりました。
このため、昨年十一月、郵政審議会に対し、事業の運営に要する財源を確保するための郵便料金改正案を再度諮問し、答申を得ましたので、答申に示されたところにより改正案を骨子とする料金改定を行うこととし、郵便法で定められている封書及びはがきの料金を本法律案により改定することとしたものであります。
料金改正の主な内容は、第一種郵便物、封書につきましては、定形二十五グラムまで二十円を五十円に、定形外五十グラムまで四十円を百円に改め、また第二種郵便物の通常はがきにつきまして

は、十円を二十円に改めることとしております。以上のほか、この法律案におきましては、取り扱いについて若干の改善を図ることとし、料金不足の郵便物等の納付額の算定方法を改めること並びに引き受け及び配達について記録を行う、いわゆる簡易書留の損害賠償の最高限度額を引き上げることとしております。
なお、この法律案の施行期日は、公布の日から起算して五日を経過した日からといたしてあります。
以上、提案理由及び主な内容につきまして御説明申し上げましたが、今後とも郵便の送達速度の安定を図ることにより、国民各位の期待にこたえるよう懸命の努力を傾ける所存でございます。
何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださるようお願い申し上げます。(拍手、発言する者多し)
○地崎委員長 羽田孜君。(発言する者多し)
○羽田委員 委員長、野党の皆さんは議事妨害です。質問が始まっているのだから、お願いします。静かに願います。委員長、注意しなさい。大臣が聞こえませんか。(発言する者多し)
【委員長退席、志賀委員長代理着席】
委員長、議場が騒がしくて声が聞こえません。(発言する者多し)
○志賀委員長代理 静粛に願います。——静粛に願います。
○羽田委員 委員長、議場整理願います。質問を始めます。大変議場が騒然としていて、質問をせざるを得ないことを大変遺憾に存じます。
本郵便法の改正案は、去る一月三十一日に国会に提出されました。趣旨説明は二月二十五日、そして逓信委員会での提案理由の説明が三月二十

六日。なお、委員会において審議すること延べ七回、質問者は十二名でございました。なお、質問時間の延べ時間数は二十八時間五十分、その後五月七日の日に衆議院の通信委員会におきまして採決をされ、本会議におきまして五月八日の日に採決され、五月三十日に参議院で趣旨説明されたのであります。そして、参議院におきましての質問は延べ四回、質問者計七名、質疑応答時間が延べ二十六時間五十分。衆議院、参議院におきましてまさに慎重審議、議論をされました。特に衆議院におきましては何の抵抗もなく、本場に静かに話し合いの中に進められ、そして整々と本会議におきまして議決されたところであります。それがこのような事態の中に廃案になったことは大変残念に存じます。

私はこの際、この中に……(発言する者多く、聴取不能)私は大いまいま大臣から趣旨説明がありました。郵便法の一部を改正する法律案の提案理由に基づきまして、簡単に何点かにわたり質問を続行いたします。

まず大臣に最初に質問いたしますのは——これから質問でございます。

〔志賀委員長代理退席、委員長着席〕  
このたび提案されました郵便料金の値上げの必要性については、前回審議した際も十分論議されたところでございますが、今日の必要性について郵政省の基本的な考え方を改めてお聞かせいただきたいと思ひます。

○村上国務大臣 たいだいまの御質問につきましてお答えいたします。

御案内のとおり、郵便事業は郵便物の収集配達業務など、その大半を人手に依存しなければならぬ事業でありまして、運営経費の約九〇％が人件費及びこれに相当する経費で占められております。このため、近年増加の一途をたどったベースアップ等の影響を受け、四十九年度において、すでに料金収入をもっては人件費すら賄えない状態となりました。このために、今回の郵政審議会の答申に基づいてこの法案の……(発言する者

多く、聴取不能)願っておる次第であります。○羽田委員 大臣の答弁を了といたしましたして質問を続行させていただきます。

なお、委員長、周辺の人々たちを、審議中でございますから本場に制止してください。

○地崎委員長 静粛に願ひます。——静粛に。

○羽田委員 どうぞ静粛に願ひます。これ以上騒がれますと本場に聞かえせんから、退去を命じてください。——どうぞ退去を命じてください。

(発言する者多し)

ただいま大臣から御答弁がありましたように、私たちがいたしましたも、この物価上昇の折に、公共料金と言われますこの郵便料金の値上げにつきましては、ただ賛成する、また心から喜んでするというものではございません。しかし、ただいま大臣の御答弁にございましたように、この値上げをやむを得ないものと私たちが考えるものであります。

第二点につきまして、そういう中で料金改正をされるわけでございますけれども、現在の物価高の中で、景気浮揚の前提となるのは物価の安定でありまして、消費者物価指数の一けた台の目標がかなり早い時期に実現可能となった今日、この料金改正が今後の物価の安定にどのように影響するかと見ていられるか、この点につきまして大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 ○二%でございます。

○羽田委員 はい、わかりました。はい、了解しました。

それでは私の質問はこれで終わります。

○地崎委員長 志賀君。

○志賀委員 前の国会で郵便法の一部改正法案が流れました後、再び三たび各方面から私のところにも陳情が来ております。この陳情によりまして、第三種料金についての要請がよく来るのでございます。私のいま手元でございますのは、佐多稲子さんという女流作家で、もと窪川鶴次郎さんの奥さんでありました方ですが、この婦人民主クラブの代表としての佐多さんからの要請で、自分

たちが出している機関紙がこの第三種料金によつて非常に大きな打撃を受ける、この受ける打撃を何とかしてもらわなければいけない、今回の郵便料金値上げは、そういう面からも反対であるということが書かれてあるわけでございます。特に、その中では、国民の主体性を圧殺してファシズムへの道を開くというような指摘もございまして、これは私は非常に毒々しい表現であると思ふのであります。しかし一方において、ここには郵政の独立採算であるとか、その主体性の確立という点には、一向に触れておらないわけでありまして、こういうことは、やはり郵政当局が、前回流産をした後もなお、この郵便料金の値上げ問題については、余り一般に對する真摯なPR活動が行われていなかったというようなことにもなるのではないだろうか。

もう一点申し上げますならば、やはりこのことは同時に、非常な各地における郵便物の遅配とか滞貨というものが現実にある、このことがこういうことを言わせる温床をつくっておるのではないかと。私は、今回の郵便料金の値上げは決して好ましいことではないけれども、万やむを得ざるの挙に出たことであると思ふのであります。それに、当然この郵政事業というものが、公共の福祉を体して郵便物の遅配とか滞貨とか、そういうことが万々ないようなことを前提として認められるものでなければならぬと思ふのであります。

そういう面から、私は郵政省が、今回のこの問題について説得力を持たせる一つの方法は、まず一つはPRでございます。もう一つは、実際の郵政事業を通じてりっぱな国民のための、庶民のための郵政事業を行うことにあると思ふのであります。この点に關しての郵政省のお考え並びに決意を伺うのでございます。

○廣瀬政府委員 先生御指摘のように、確かにPRの問題、それから……(発言する者多く、聴取不能)

○志賀委員 次に伺いたいことは、これも前の国会のときも私のところに再三質問と申しますか、

陳情のあったことではあります。封書とそれからほかごと、この料金の値上げが五十円対二十円になるというところで、これは従来であれば、はがきの方が封書の半額であった。そこに格差が過ぎ過ぎたことによつて、今後封筒の業者には多大の被害が及ぶ可能性がある、あるいは倒産を予想される、こういうことから、ぜひこの面におけるきめの細かい検討、考え方を持っていたいただきたいのだという、そういう陳情、そういうことが業界からなされておるのであります。もとより、この封筒の製造業者というものは中小企業、零細企業の人たちであるとは私は解釈をしておるものであります。したがって、三木内閣の掲げる社会的公正の是正の面からするならば、このような零細企業に對するきめ細かい配慮も当然大事なことでありまして、こういう点について、特に郵政当局の御配慮をお願いしたいのであります。私は、このことについては特に具体的な答弁を求めらるものではないかもしれませんが、もしこのことについての郵政省当局のお考えがあれば、承っておきたいと思ふのであります。

○村上国務大臣 御趣旨の点につきましては、十分その御趣旨を尊重してまいりたいと思つております。

○志賀委員 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(発言する者多し)

○地崎委員長 高橋君。

○高橋(千)委員 一つ、二つ郵政省の方にお願ひいたします。

四十九年度の郵政審議会の答申の中に、料金体系などについて長期的に調査検討すべき時期であるので、対応策を準備せよという趣旨の指摘をしておりますが、これに對してどのように対処なさるつもりか、お答え願ひたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 最近におきますところの社会的変化に適應した郵便のあるべき姿を明らかにするために、四十九年の六月に、広く部外の専門家の参画を得まして、郵便の将来展望に關する調査会というのを設置いたしました。目下需要につきま

して、あるいは事業経営の観点から、長期的な視野に立ちました調査研究をされておるわけでございます。さらにこの七月におきましては、調査会に新たに作業部会を追加設置いたしました。料金体系とかあるいはサービスのあり方というようなことにつきまして、事業経営上考慮すべき事項を長期的な視野に立って検討を行うことといたしました。目下、基礎的な問題の整理検討というようなことにつきまして、調査研究が行われておるところでございます。

○高橋(千)委員 できるだけ早くそれを進められることをお願いいたします。

次に、第三種、第四種の速達、書留などの省令料金の改定について、今後の取り運びはどのように考えておられますか、お答え願います。

○村上国務大臣 第三種、第四種等の省令料金の改正の今後の取り運びにつきましては、現在御審議いただいております郵便法が改正された後におきまして、郵政審議会の答申の趣旨を尊重して、審議の過程におきまして表明されました数々の御意見を十分参酌して、慎重に決定したいと思っております。

○高橋(千)委員 みんなが、委員会でも自民党でも一生懸命やりましたこの法案を、ぜひとも早急に上げていただきますことを心からお願い申し上げます。私の質問はこれで終わらせていただきます。

○三ツ林委員 議事進行に関する動議を提出いたします。

郵便法の一部を改正する法律案に対する質疑を打ち切られんことを望みます。

○地崎委員長 お諮りいたします。  
ただいま提出されました三ツ林弥太郎君の動議について採決いたします。

三ツ林君提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○地崎委員長 起立総員。よって、三ツ林君提出

の動議は可決されました。

○地崎委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

郵便法の一部を改正する法律案について採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○地崎委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案に関する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○地崎委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○地崎委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十三分散会

〔参照〕

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「左の条件」を「次の条件」に、「二十円」を「五十円」に、「こえ」を「超え」に、「二十五円」を「六十円」に、「添付」を「添付」に改め、同条第三項第一号から第六号までを次のように改める。

- 一 重量五十グラムまでのもの 百円
- 二 重量五十グラムを超え百グラムまでのもの 百四十円

理由  
郵便事業の運営に要する財源を確保するため郵便物の料金を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

- 三 重量百グラムを超え二百五十グラムまでのもの 二百円
- 四 重量二百五十グラムを超え五百グラムまでのもの 三百円
- 五 重量五百グラムを超え一キログラムまでのもの 六百円
- 六 重量一キログラムを超えるもの 一キログラム(一キログラムに満たない端数は、これを切り上げる。)ごとに六百円の割合で算出した額

第二十一条第四項中「二十円」を「五十円」に改める。

第二十二條第二項中「十円」を「二十円」に、「二十円」を「四十円」に改める。

第二十七條中「左の条件」を「次の条件」に、「十六円」を「四十円」に、「こえ」を「超え」に、「二十円」を「五十円」に、「三十二円」を「八十円」に、「四十四円」を「百十五円」に改める。

第五十一条中「特殊取扱」を「特殊取扱い」に、「不納金額の二倍に相当する額」を「不納金額に省令で定める額の手数料を加算した額」に改める。

第五十三條第二項中「左の各号」を「次の各号」に、「不納金額の二倍に相当する額」を「不納金額に省令で定める額の手数料を加算した額」に、「最低のもの二倍に相当する額」を「最低のものに省令で定める額の手数料を加算した額」に改める。

第五十八條第五項中「左に掲げる」を「次に掲げる」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第六十八條第二項中「左の通り」を「次のとおり」に、「三千円」を「五千円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

昭和五十年十月八日印刷

昭和五十年十月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局